

講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

自立支援教育訓練給付金

対象者

すべてに該当する方

- 八王子市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方
- 過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方
- 高等職業訓練促進資金貸付金（入学準備金）の貸付を受けていない方

スキルアップ
したい



対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

一般教育訓練講座

特定一般教育訓練講座

専門実践教育訓練講座

対象講座
の検索サイト



教育訓練
給付制度



自立支援プログラム策定

生活や就労状況から、今後のプランや必要なスキルを確認し、利用できる制度を案内します。現在とスキルアップ後の生活を視覚化した計画（自立支援プログラム策定）を作成しサポートしていきます。

支給金額（教育訓練経費（入学金・受講料等））

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合		
一般教育訓練講座	受講修了後	60%	受講修了し、雇用保険の支給後	60% から雇用保険支給割合を除く	20万円	
特定一般教育訓練講座		60%		20万円		
専門実践教育訓練講座	①	60%	85% から雇用保険支給割合を除く	①	40万円 ×修業年数	
	②	25% 追加支給			②	(60万円×修業年数)から①を引いた額

※自立支援教育訓練給付金の支給額が12,000円以下の場合は支給対象外です。

予約・お問い合わせはこちら

※予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。

八王子市子ども家庭部子育て支援課 ひとり親支援担当

TEL : 042-620-7362

(受付時間 月～金曜日(祝・休日除く) 8:30～17:00)

FAX : 042-621-2711

八王子市自立支援教育訓練給付金等支援事業 令和6年(2024年)9月

詳しい内容は
こちらから→

